光化学オキシダント等における注意報、警報の発令及び解除の基準

物質名	注意報発令基準	警報発令基準	注意報等解除基準
	大気汚染防止法施行令第11条第1項に定める場合に該当するとき	大気汚染防止法施行令第11条第2項に定める場合に該当するとき	
硫黄酸化物	【硫黄酸化物注意報】 1　1時間値0.2ppm以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 2　1時間値0.3ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合 3　1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合 4　1時間値の48時間平均値0.15ppm以上である大気の汚染の状態になった場合 以上のいずれかに該当し、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	【硫黄酸化物警報】 1　1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合 2　1時間値0.7ppm以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合 以上のいずれかに該当し、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	注意報又は警報が発令された後において、大気の汚染の状況がその発令基準に該当せず、かつ該当する恐れがなくなったと認められるときは、当該注意報又は警報を解除し、又は該当するものに切り替えるものとする
浮遊粒子状物質	【浮遊粒子状物質注意報】 大気中における量の1時間値が2.0mg/m^3以上である大気の汚染の状態が2時間継続した場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	【浮遊粒子状物質警報】 大気中における量の1時間値が3.0mg/m^3以上である大気の汚染の状態が3時間継続した場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	
一酸化炭素	【一酸化炭素注意報】 1時間値30ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	【一酸化炭素警報】 1時間値50ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	
二酸化窒素	【二酸化窒素注意報】 1時間値0.5ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	【二酸化窒素警報】 1時間値1ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	
オキシダント	【オキシダント注意報】 1時間値0.12ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	【オキシダント警報】 1時間値0.4ppm以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき	